

○屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定の一部を改正する三重県告示案新旧対照表

改正案	現行
<p>2 屋外広告物沿道景観地区の地域            県道水郷公園線の国道1号との交点から桑名市長島町松蔭と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から100m以内の区域</p> <p>3 屋外広告物沿道景観地区掲出基準  <u>(1) 景観風致維持基準</u>  <u>この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。</u></p> <p><u>ア 禁止地域の自家用広告物</u></p> <p><u>(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の6分の1以下</u></p> <p><u>(イ) 屋上広告 1面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5m以下</u>  <u>（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）</u></p> <p><u>(ウ) 広告板 1面8㎡以下</u></p> <p><u>(エ) 広告塔 1面4㎡以下</u></p> <p><u>イ 許可地域の自家用広告物</u></p> <p><u>(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下</u></p> <p><u>(イ) 屋上広告 1面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10m以下</u>  <u>（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）</u></p> <p><u>(ウ) 広告板 1面20㎡以下</u></p> <p><u>(エ) 広告塔 1面10㎡以下</u></p> <p><u>ウ 許可地域の一般広告物</u></p> <p><u>(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下</u></p> <p><u>(イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下</u></p>	<p>2 屋外広告物沿道景観地区の地域            県道水郷公園線の国道1号との交点から桑名市長島町松蔭と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から100m以内の区域</p> <p>3 屋外広告物沿道景観地区掲出基準  <u>(1) 景観風致維持基準</u>  <u>この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、次の基準を適用します。</u></p> <p><u>ア 禁止地域の自家用広告物</u></p> <p><u>(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下</u></p> <p><u>(イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5m以下</u>  <u>（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）</u></p> <p><u>(ウ) 広告板 1面10㎡以下</u></p> <p><u>(エ) 広告塔 1面5㎡以下</u></p> <p><u>イ 許可地域の自家用広告物</u></p> <p><u>(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の3分の1以下</u></p> <p><u>(イ) 屋上広告 1面25㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10m以下</u>  <u>（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）</u></p> <p><u>(ウ) 広告板 1面25㎡以下</u></p> <p><u>(エ) 広告塔 1面12.5㎡以下</u></p> <p><u>ウ 許可地域の一般広告物</u></p> <p><u>(ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下</u></p> <p><u>(イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下</u></p>

(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下)

(ウ) 広告板 1面20㎡以下とし、かつ、特例分(建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの、同法第6条の2第1項の規定に基づき同法第77条の21第1項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものをいう。以下同じ。)も含め、道路、鉄道等から2m以上控えること。

(エ) 広告塔 1面10㎡以下とし、かつ、特例分も含め道路、鉄道等から2m以上控えること。

(オ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項の規定により尊重しなければならない。

ア～ウ (略)

エ 許可地域等の一般広告物

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 広告板 1面5㎡以下

(エ) 広告塔 1面2.5㎡以下

(オ) (略)

オ 禁止地域等のその他広告物

管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ (略)

(屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下)

(ウ) 広告板 1面20㎡以下とし、かつ、特例分(建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの、同法第6条の2第1項の規定に基づき同法第77条の21第1項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものをいう。以下同じ。)も含め道路、鉄道等から2m以上控えること。なお、広告物間は5m以上離すこと。

(エ) 広告塔 1面10㎡以下とし、かつ、特例分も含め道路、鉄道等から2m以上控えること。なお、広告物間は5m以上離すこと。

(オ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面5㎡以下とし、かつ必要な文言に限る。

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項の規定により尊重しなければならない。

ア～ウ (略)

エ 許可地域等の一般広告物

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 広告板 1面5㎡以下とし、かつ、道路から5m以上控えること。なお、広告物間は、50m以上離すこと。

(エ) 広告塔 1面2.5㎡以下とし、かつ、道路から5m以上控えること。なお、広告物間は、50m以上離すこと。

(オ) (略)

オ 禁止地域等のその他広告物

(ア) 管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

(イ) 道標及び案内図板 1事務所2本以下とし、かつ、必要な文言に限る。

カ (略)